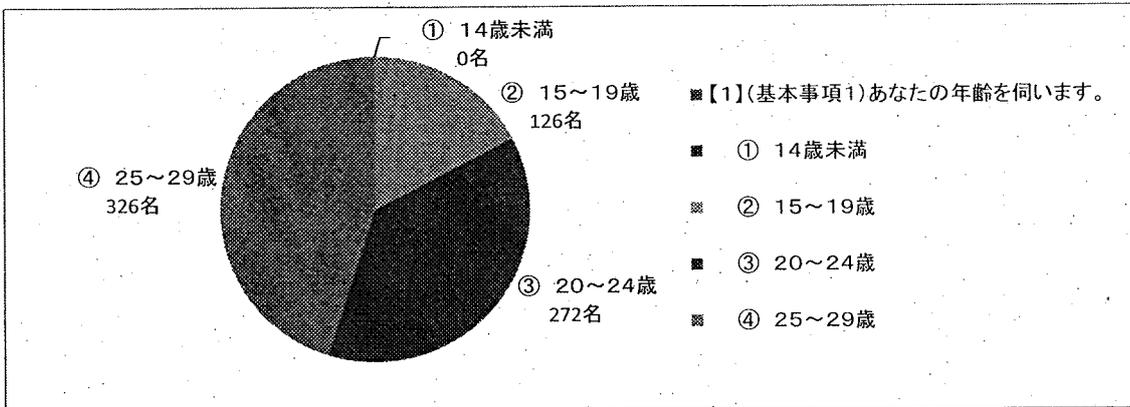


若者意見募集の実施状況について
(中間報告)

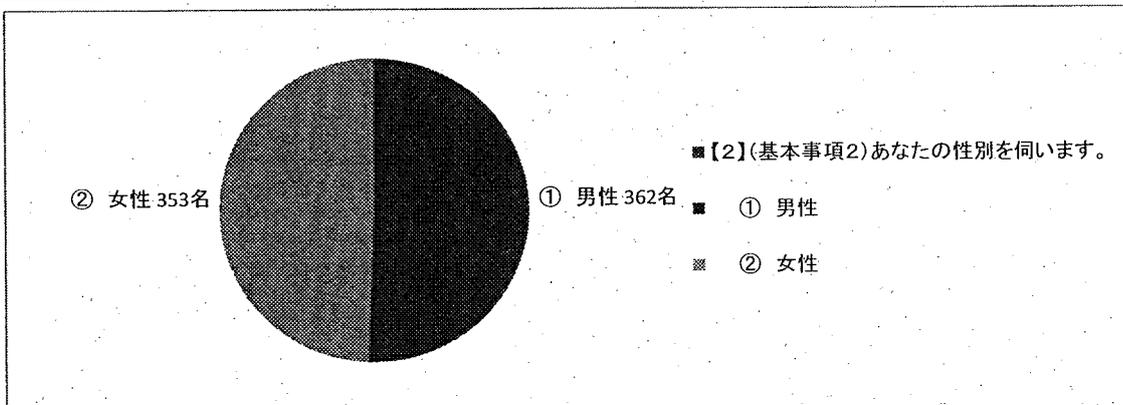
(平成 27 年度 第 2 回 北海道青少年健全育成審議会 配付資料)

若者意見募集の実施状況について（中間報告） 基本事項
 （平成27年11月5日現在 回答数723件）

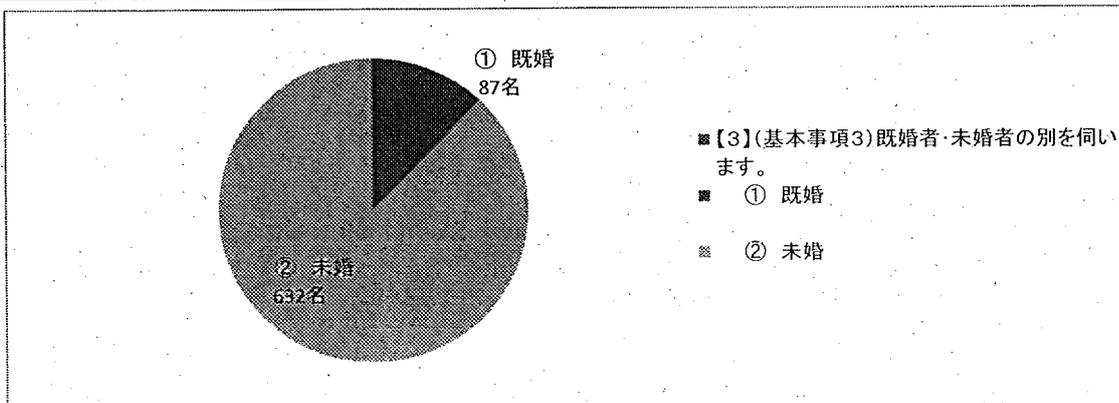
【1】（基本事項1）あなたの年齢を伺います。		計723件
① 14歳未満	0名	0.0%
② 15～19歳	125名	17.3%
③ 20～24歳	272名	37.6%
④ 25～29歳	326名	45.1%



【2】（基本事項2）あなたの性別を伺います。		計715件
① 男性	362名	50.6%
② 女性	353名	49.4%

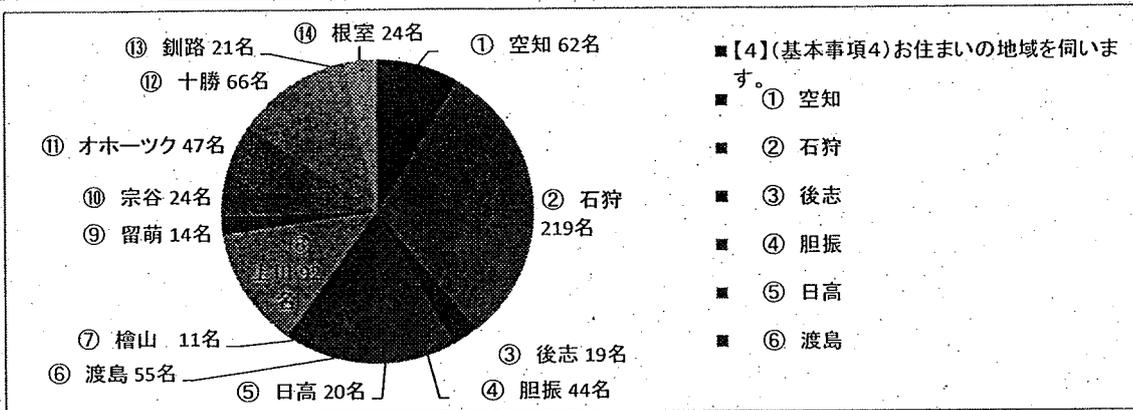


【3】（基本事項3）既婚者・未婚者の別を伺います。		計719件
① 既婚	87名	12.1%
② 未婚	632名	87.9%

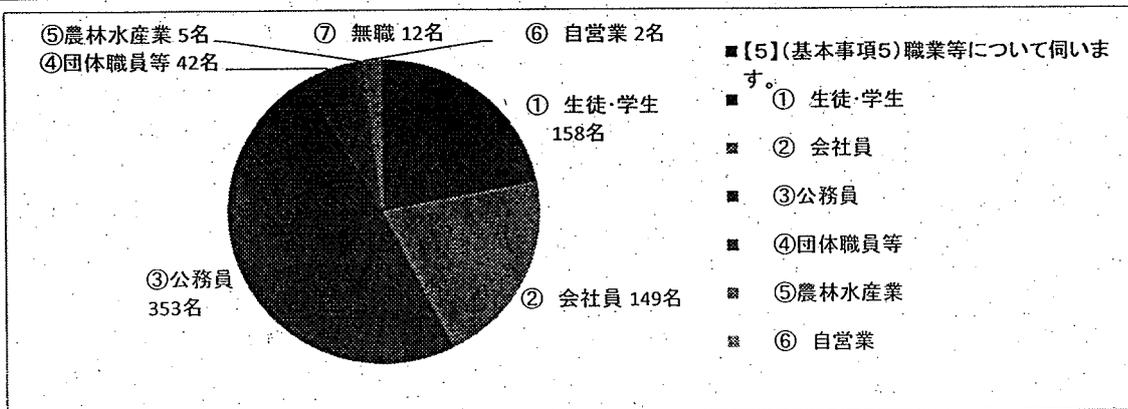


若者意見募集の実施状況について（中間報告） 基本事項
 （平成27年11月5日現在 回答数723件）

【4】（基本事項4）お住まいの地域を伺います。		計718件
① 空知	62名	8.6%
② 石狩	219名	30.5%
③ 後志	19名	2.6%
④ 胆振	44名	6.1%
⑤ 日高	20名	2.8%
⑥ 渡島	55名	7.7%
⑦ 檜山	11名	1.5%
⑧ 上川	92名	12.8%
⑨ 留萌	14名	1.9%
⑩ 宗谷	24名	3.3%
⑪ オホーツク	47名	6.5%
⑫ 十勝	66名	9.2%
⑬ 釧路	21名	2.9%
⑭ 根室	24名	3.3%



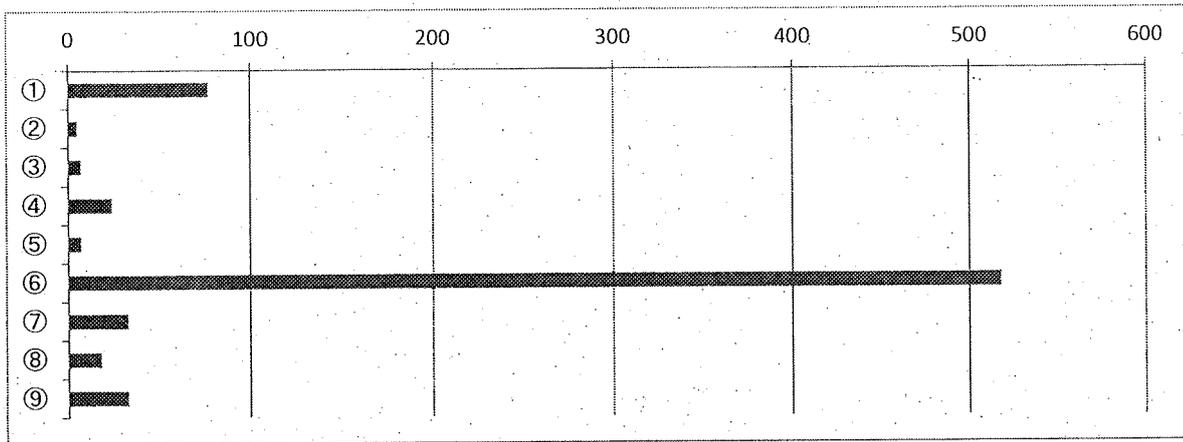
【5】（基本事項5）職業等について伺います。		計720件
① 生徒・学生	158名	21.9%
② 会社員	149名	20.7%
③ 公務員	352名	48.9%
④ 団体職員等	42名	5.8%
⑤ 農林水産業	5名	0.7%
⑥ 自営業	2名	0.3%
⑦ 無職	12名	1.7%



質問1 今後、若い方々からご意見を伺う際の方法等を検討するために伺います。

(1) このアンケートをどうやって知りましたか。

このアンケートを認知したきっかけを調べることにより、今後、若者意見の聴取の際に、どのジャンルに広報を行うことが効果的か調べるもの。



- ① 道のホームページを見て
- ② ブログを見て
- ③ ツイッターを見て
- ④ フェイスブックを見て
- ⑤ 新聞等の報道を通じて
- ⑥ 学校や職場などを通じて
- ⑦ 青年団体・ボランティア、趣味のサークルなどを通じて
- ⑧ 友人・知人から聞いて
- ⑨ その他

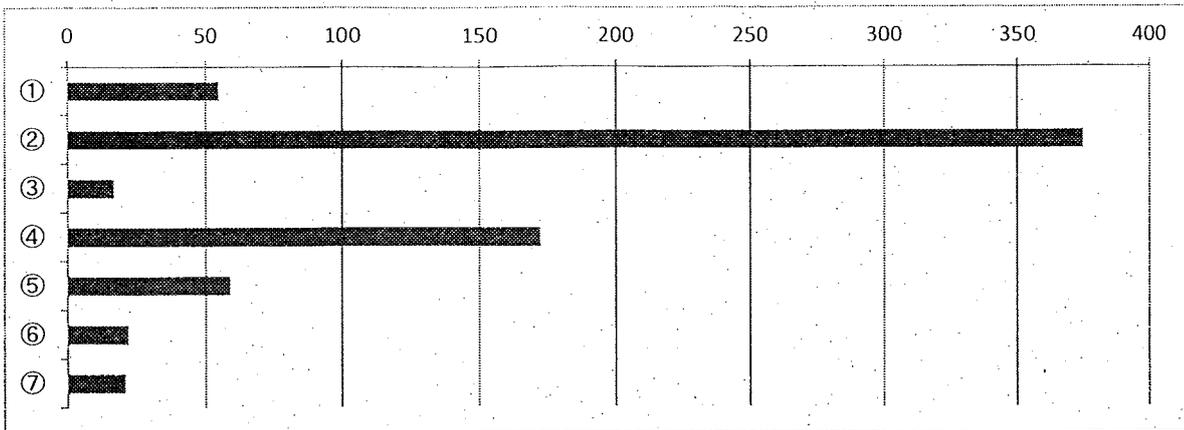
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	計
人数	77	5	7	24	7	518	33	18	33	722

(その他の主なもの)

- 職場の回覧、会社の案内
- (スマートフォンの)アプリで北海道新聞の記事を見て
- さっぽろ若者サポートステーションで見て
- 道の職員用掲示板を見て

(2) 今後、道庁が若い方々のご意見を伺う際には、どんな方法が良いと思いますか。

どのような手法により意見を聴取することが、より若者の参加を促せるのか調べるもの。



- ① 会議での意見交換
- ② インターネットを活用したフォーム入力によるアンケート調査
- ③ 電子メールを活用した意見募集
- ④ SNSなどを使った意見交換
- ⑤ 意見を聴くためのモニターを募集する
- ⑥ わからない
- ⑦ その他

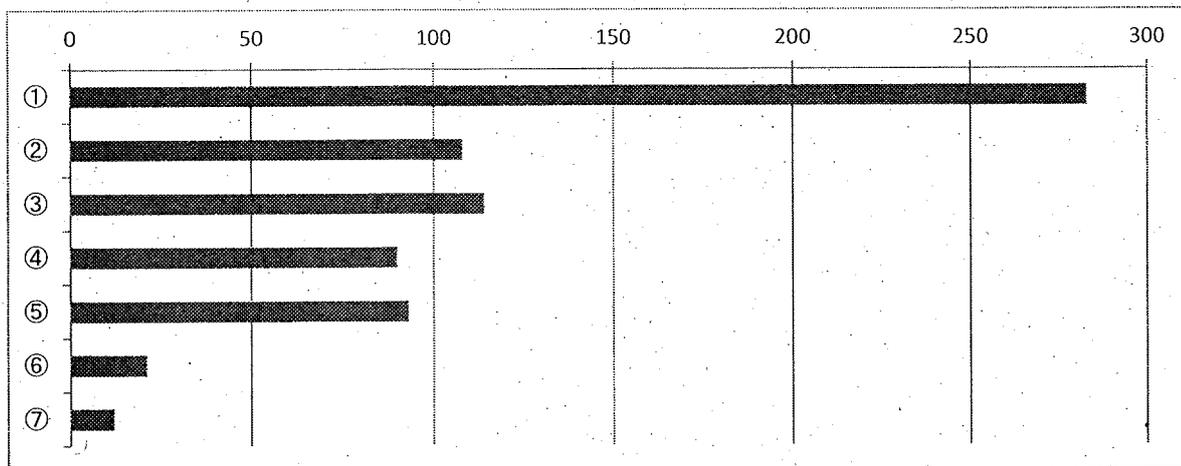
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
人数	55	375	17	172	59	22	21	721

(その他の主なもの)

- タウンミーティング
- 会社や大学等の研修や事業に授業に組み込んで、生の声を集める
- 匿名性の高い掲示板を使った気軽な意見交換
- 若者の集まる場所に出向く、街角でのアンケート
- 個人宛に文書を送付し、記入した文書を送り返す

質問2 あなたや家族にとって特に関心が高いものは何ですか。

若者にとって関心の高い行政分野について調べることにより、若者意見の聴取に向いている行政分野あるいは、意見聴取の際に配慮が必要な行政分野について、傾向を把握するもの。



- ① 日常のくらしや医療、福祉に関すること
- ② 自然や社会の環境やまちづくりに関すること
- ③ 教育・文化に関すること
- ④ 産業・経済に関すること
- ⑤ 行政・税に関すること
- ⑥ わからない
- ⑦ その他

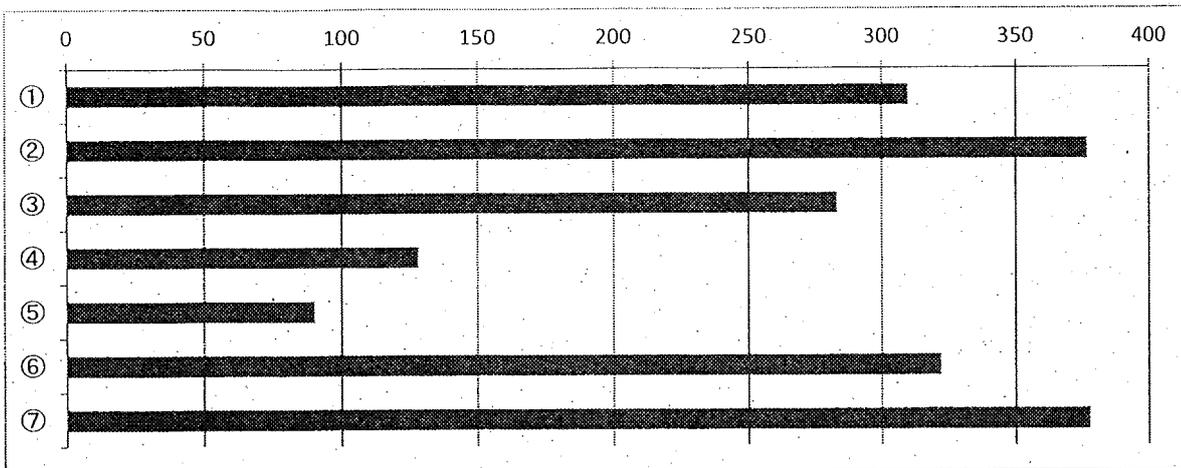
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
人数	283	108	114	90	93	21	12	721

(その他の主なもの)

- 少子高齢化、人口減少社会
- 道内の観光地(温泉等)
- 動物愛護
- 芸能関係
- 人と人そして社会との関係について

質問3 今後、より素晴らしい北海道づくりを進めるために、あなたが特に力を入れるべきと思うことを教えてください。(複数選択可)
 (1) 経済・産業に関すること

経済・産業に関して、若者がどの行政分野に関心があるのか調査し、道庁各部での施策推進の参考にするもの

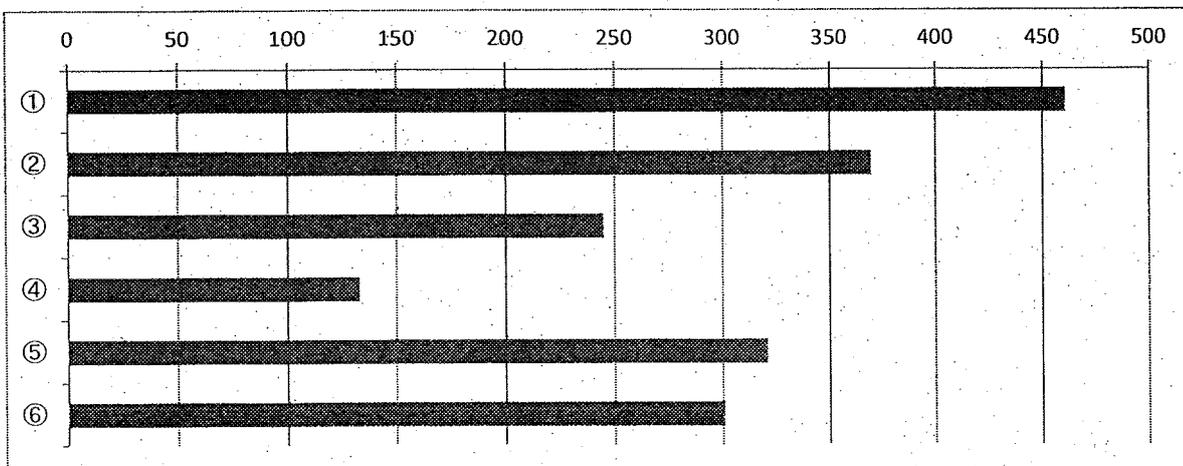


- ① 農業や林業、漁業の振興
- ② 地域の特性を活かした産業の振興
- ③ 地元の中小企業や商店などの振興
- ④ 新しい分野の産業の振興
- ⑤ 輸出の拡大
- ⑥ 観光産業の振興
- ⑦ 安定的な働く場の確保

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
件数	310	377	283	128	90	322	378	1,888

(2) 暮らしに関すること

暮らしに関することについて、若者がどの行政分野に関心があるのか調査し、道庁各部での施策推進の参考にするもの

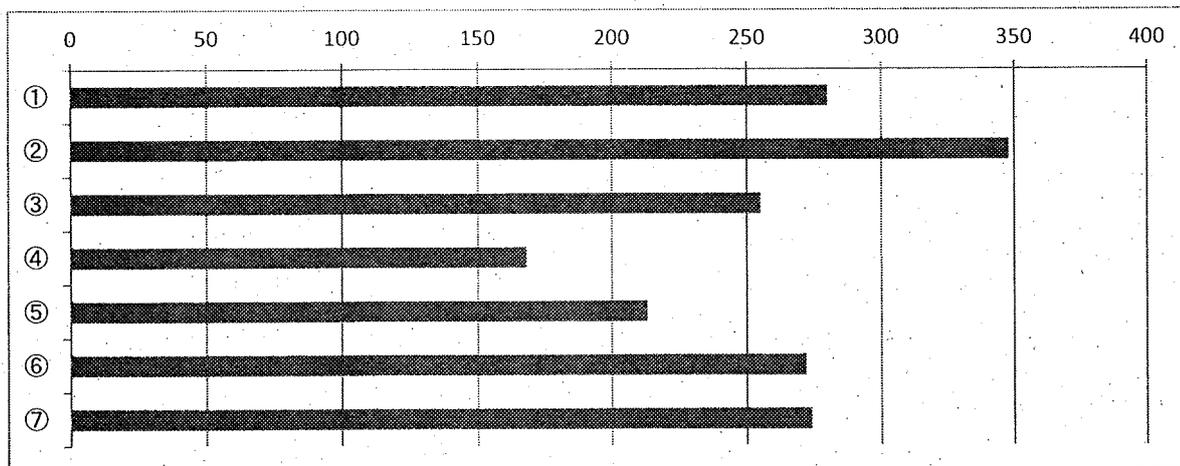


- ① 保育所の増設など、安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
- ② 地域医療や介護・福祉サービスの充実
- ③ 豊かな自然の保全
- ④ リサイクルなどによる環境の保全
- ⑤ 犯罪や事故のない安全・安心な社会づくり
- ⑥ 災害に強い地域づくり

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
件数	461	370	245	133	321	301	1,831

(3) 地域に関すること

地域に関することについて、若者がどの行政分野に関心があるのか調査し、道庁各部での施策推進の参考にするもの



- ① 地域のコミュニティづくり
- ② 子どもや青少年の育成
- ③ 女性や高齢者などが活躍できる社会づくり
- ④ ふるさとの歴史・文化の保全
- ⑤ スポーツの活性化
- ⑥ 個性や魅力を活かした地域づくり
- ⑦ 道路、水道、公園、道営住宅などの充実

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
件数	280	348	255	168	213	272	274	1,810

(その他の主なもの)

- 働く場所の確保
- 安心して子育てできる社会
- 地域の特性をかした活性化や大型施設の設置
- 教育水準の向上
- 若者の賃金の向上
- 美術、音楽、スポーツなど文化の土壌を育てる

平成27年度 第1回 北海道青少年健全育成審議会（平成27年6月18日）

配 付 資 料

資料3-1：若者の道政への意見反映について

資料3-2：道政への意見について

資料3-3：各都府県における若者の意見等を聴く仕組みについて

若者の道政への意見反映について

1 取組趣旨

- (1) 平成27年3月に改訂した北海道青少年健全育成基本計画において、青少年の自立を促す環境づくりの一環として「主な取組(16)社会参加に向けた青少年の関心・興味の育成」の中で『次代の大人社会の一員としての青少年が、自立して、社会の形成に参画し、その発展にかかわろうとする意欲を培うため、社会や就業の仕組み、ルールについて学び、早い段階から社会への関心や興味を高めるなど、青少年の社会形成・社会参加に向けた取組の推進に努めます。』としている。
- (2) 平成27年第1回北海道議会において、若年世代の社会参画について質問があり、道では若者の政策決定過程への参画について、そのあり方や手法など、幅広い意見を伺い、議論を深めていく考えであることを答弁している。
- (3) これらのことから、若者の意見等を聴くための手法などについて検討を進めるため、ご意見を伺いたい。

2 他機関の手法について

(1) 内閣府の取組

- 国では若者の意見を政策決定過程に反映させるため「青少年意見募集事業」を実施。
- ・インターネットを通じて「ユース特命報告員」約300名を募集し、特定の課題に対する意見を求めている
 - ・寄せられた意見は関係府省の政策担当者に送付される
 - ・ユース特命報告員と関係府省の政策担当者が対面で意見交換を行う「ユース・ラウンド・テーブル」を実施

(2) 道の取組

道では道政に意見を反映させるための仕組みとして、以下の方法がある。

- ・道民意見提出手続き（パブリックコメント）
- ・道民の声（広聴活動）
- ・北海道子どもの未来づくり審議会（保健福祉部：子ども未来審議会のこども部会）各取組の詳細については資料3-2のとおり。

(3) 他都府県の取組

他都府県において若者の意見等を聴く仕組みを照会した。
照会結果については資料3-3のとおり。

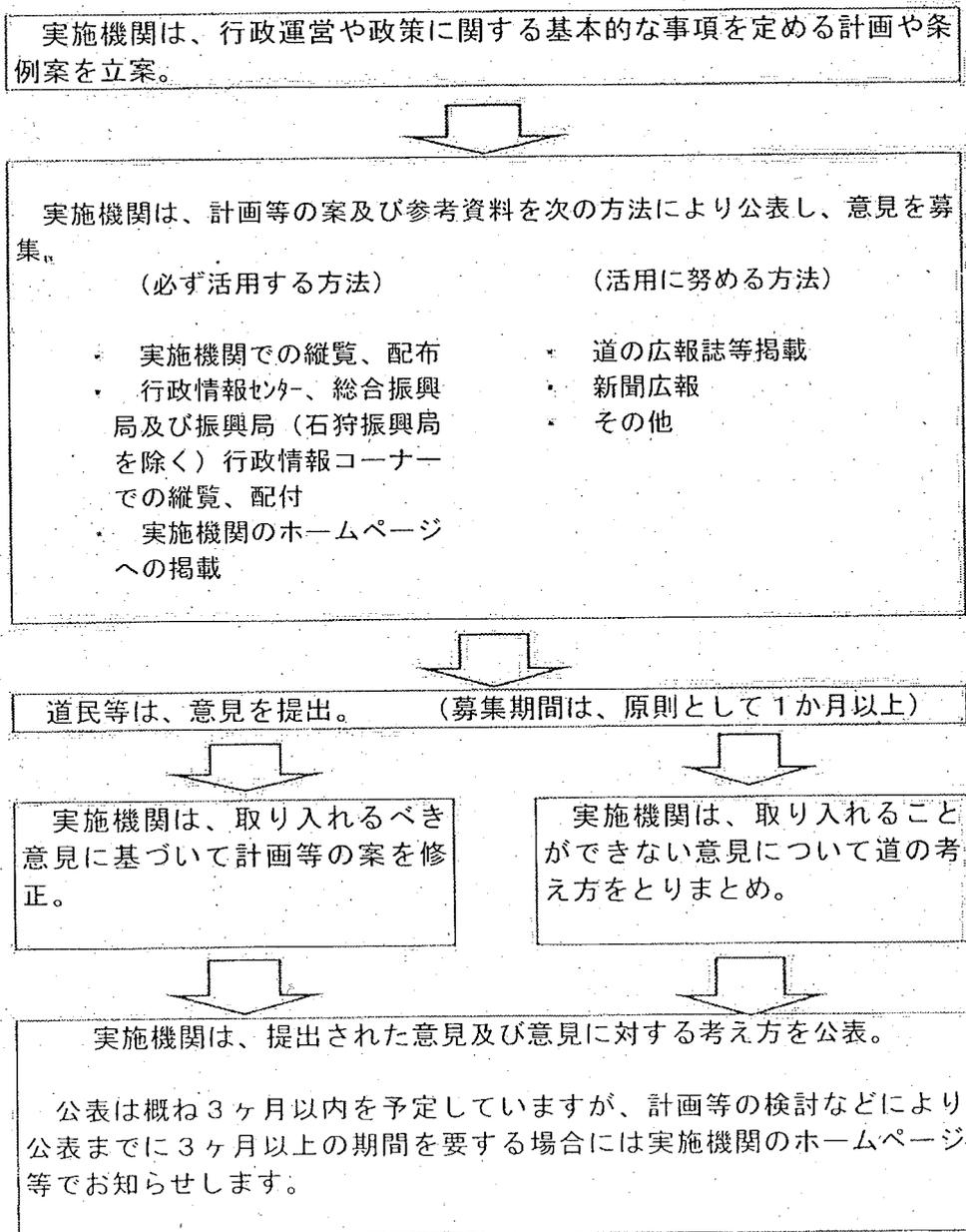
3 今後の日程

- ・H27. 6～11 審議会委員からの案などを元に事務局で検討
- ・H27. 11 審議会での検討
- ・H27. 12 意見聴取試行実施
- ・H28. 3 審議会での検討
- ・H28. 4 取組開始

道政への意見について

- 道民意見提出手続（パブリック・コメント）とは
政策形成過程の公正の確保と透明性の向上を図り、公開と参加を基本とする道政を推進するため、道民意見提出手続に関する要綱を制定し、平成13年4月1日から施行しました。
この手続は、政策立案過程において、その原案や参考となる資料を公表して、広く道民の方々から意見を募集し、寄せられたご意見を考慮しながら意思決定を行うとともに、ご意見に対する考え方を公表するものです。

- 手続の主な流れ
(※「実施機関」とは、意見募集を行おうとする課等のことです。)



● 主な広聴事業

項 目	内 容
知事の地域訪問	「トップの顔の見える行政」をすすめ、効果的な道政の推進を図るため、「地域の方々との懇談」や「こんにちは知事です（施設等視察・関係者との交流）」を開催し、それぞれの地域における諸課題を把握するとともに、道政に関する内容について知事自らが説明し、意見交換を行う。
道民意識調査	道民の道政に対する意向や意識を的確に把握し、政策形成に反映させるため、道政上の重要課題や主要施策に関する調査を実施する。
道政相談等	住民から寄せられた道政に係る相談、苦情、要望、照会などを受けて関係部局と連携し対応する。
知事に対する陳情等	知事に提出された陳情、意見、要望などを受けて関係部局と連携し対応する。
道民便利サイト	各種相談窓口や制度の紹介など、道政全般に関する情報をホームページ上で公開する。
各部局、総合振興局及び振興局の広聴活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合振興局長及び振興局長が様々な機会を捉えて管内住民と対話を行うなど、広く住民意向を把握し、特色ある地域づくりに役立てる。 ・インターネットを利用した会議室を設置し、道民意思を政策形成に役立てる。

平成26年度
北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会の開催について

1 部会設置の趣旨

平成16年10月に制定した「北海道子ども未来づくり条例」に基づき、知事の諮問機関として設置した「子どもの未来づくり審議会」に「子ども部会」を設置（H17.7）し、少子化対策の推進に関する事項について、子どもの視点で審議を行うことにより、子どもが自らの意見を表明する機会を確保するとともに、子どもの意見が適切に社会に反映される環境づくりを進めます。

2 委員の構成

- (1) 特別委員： 17名以内（子ども部会委員）
- (2) 年 代： 道内中・高等学校及び特別支援学校中・高等部に在籍する生徒
- (3) 選定範囲： 道内中・高等学校生徒（公立） 14名
道内中・高等学校生徒（私立） 2名
道内特別支援学校生徒 1名
- (4) 任 期： 1年以内

3 開催日程等

- (1) 開催日等： 2回開催（夏・冬休み中に各1回）
第1回 平成26年 8月 8日（金）10:00～16:00
第2回 平成26年12月26日（金）10:00～15:00
- (2) 開催場所： 第1回 道庁別館地下1階大会議室
第2回 道庁赤れんが庁舎2階2号会議室
- (3) テー マ： 「私たちが考える北海道の将来」
・ 北海道における少子化の問題点や改善点などについて、自分たちの身近な出来事等から幅広く検討する。
・ 将来、自分たちが結婚して親となり、子育てしやすい環境をつくるためには何が必要か、解決方策等を検討する。
- (4) 内 容：

- | | |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ○第1回目（夏休み中） | ・オリエンテーション、自己紹介、意見交換
・テーマに関する現状、必要性等の把握
・グループ毎にテーマを決めて討議
・中間報告の作成、発表 |
| ○第2回目（冬休み中） | ・グループ討議
・全体討議、最終意見の作成、発表 |

北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会設置要綱

(設置目的)

第1条 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例（平成16年北海道条例第90号）第28条の規定に基づき、子どもが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、子どもの意見が適切に社会に反映される環境を整備するため、北海道子どもの未来づくり審議会（以下「審議会」という。）から付託された事項に関し、子どもの視点により調査するなど意見を聴取することを目的として、北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会（以下「子ども部会」という。）を設置する。

(子ども部会の所掌事項)

第2条 子ども部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの視点による少子化対策の推進に関する事項を調査審議すること。
- (2) その他、審議会から付託された事項を調査審議すること。

(子ども部会の構成等)

第3条 子ども部会は、部会長、副部会長、部会委員をもって構成する。

- 2 部会委員（条例24条に規定する特別委員）は22名以内とし、道内の中学校又は高等学校に在籍する生徒のうちから、知事が任命する。
- 3 部会委員の任期は1年以内とする。
- 4 部会長は審議会委員の中から審議会会長が指名する。
- 5 副部会長は部会委員の互選により定める。

(職務)

第4条 部会長は、子ども部会の所掌事務を統轄する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(関係者の出席)

第6条 部会長は、必要があると認めるときには、部会委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、保健福祉部子ども未来推進局において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、部会長が審議会会長と協議の上、定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月4日から施行する。

この要綱は、平成18年6月9日から施行する。

この要綱は、平成21年2月16日から施行する。

各都府県における若者の意見等を聴く仕組みについて

※空欄は未回答（平成27年6月17日時点）

※区分

1 若者から都道府県行政への提言、2 都道府県知事、幹部及び職員との意見交換、3 アンケート、4 審議会等への登用、5 子ども議会等

団体名	区分	取組1	区分	取組2
1 北海道	1	北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会 審議会部会委員として委嘱された全道の中高生が審議会から付託された事項に関し、子どもの視点により調査するなど意見をとりまとめ、審議会が知事に建議する。	3	若者意見の把握 長期にわたる意見聴取により変化を把握し、青少年健全育成の計画や施策に反映させるため高校生400名弱からアンケートにより毎年意見を聴取している。 ・北海道HP 「子どもさんコミュニケーション」で公開 ・url http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/seisyonen/ikusei/youut h.htm
2 青森県		該当なし		
3 岩手県	3	青少年の健全育成に関する意識調査 青少年の生活や考え方などの実態を調査することにより、現状の岩手県民意識と青少年行政に対するニーズを把握し、青少年健全育成施策の決定及び、今後の施策推進のための基礎資料として活用することを目的に、3年に1度実施。 《公開URL》 http://www.pref.iwate.jp/seishounendan/jo/seishounen/020509.html	2	県政懇談会 県民と協働による県政の推進の一環として、知事が直接県民の方々と意見交換を行う。中高生、大学生など若者層を対象に含め意見交換を行っている。 《公開URL》 http://www.pref.iwate.jp/kouchoukouhou/kondan/kondan/index.html
3 岩手県	2	人口問題中間報告に係る意見交換（若者の活躍と支援に関する意見交換会） 人口問題について広く意見をいただくことを目的として、県内で活躍する若者による意見交換を実施。 《公開URL》 http://www.pref.iwate.jp/seisaku/suishin/026546.html	2	若者との復興に関する意見交換 復興に若者の幅広い意見をとり入れられるため、復興に取り組む若者と県幹部が意見交換を実施。 《公開URL》 http://iwate-fukkoudayori.com/fukko/826.html

各都府県における若者の意見等を聴く仕組みについて

※空欄は未回答（平成27年6月17日時点）

※区分

1 若者から都道府県行政への提言、2 都道府県知事、幹部及び職員との意見交換、3 アンケート、4 審議会等への登用、5 子ども議会等

団体名	区分	取組1	区分	取組2
4 宮城県	4	若者意見の把握 「青少年の健全な育成に関する基本計画（第2次）」策定に当たり、青少年の視点からの意見を聴き取り、計画に反映させる予定 知事と県民との意見交換会 県政運営や本県が抱える課題解決に向けた政策立案等に、県民の声を反映させることを目的に開催。県内地域振興局単位で、テーマを定めて知事が直接意見交換を行う。 若者の意見を聴取したいテーママの参加にいたただくほか、一部振興局管内では大学生との意見交換も行っている。 ○秋田県HP（美の国あきたネット） http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1404432845498/index.html		
5 秋田県	2			
6 山形県	4	県の審議会等における若者委員の登用の推進 若者の県政への参画を促進し、その声を県政に反映させるため、法律や条例等に基づき設置される審議会等において、39歳以下の若者を一人以上登用する。		
7 福島県	1	チャレンジふくしま若者リーダーまちづくり事業 が参加する「まちづくり」に関するワークショップを開催し「まちづくり提案書」を取りまとめるもろう。 若者の意見表明の場を設けるとともに、提案の実現に向けて、行政・企業・団体等関係機関への働きかけ及び調整等についても支援する。	1	チャレンジふくしま若者リーダーまちづくり事業 県産農林水産物の風評を払拭し、消費や販路拡大を図るため、若い力（行動力や感性等）を生かし農林水産物を主体に観光等様々なふくしまの魅力を発信する斬新な企画を公募し、その提案内容に基づき風評対策活動の実施について、公募型プロポーザルにより委託団体等を選定する。
		教育フォーラム 毎年11月1日（ふくしま教育の日）、又は11月1日～7日（ふくしま教育週間）の期間内に実施する。 教育フォーラムは意見発表者、教育委員及び教育関係者並びに県民とが双方向的な意見交換をすることにより、多様化している県民の意向を積極的に把握し、県民と一体となって開かれた教育を推進する。本県の若者たちのふるさとに暮らせる思いや支援への感謝の気持ち、「復興に向けた決意を」いま再び「ふくしまからのメッセージ」として発表し、教育委員や参加者と意見を交換した。		「県庁に みんなの声を届けよう！」プロジェクト（平成27年8月7日実施予定） 子どもたちに県政への理解と関心を深めるとともに、将来の復興の主体としての意識を喚起することを目的として実施する予定。 県内の小学5・6年生が、ふくしまのよきよき未来をつくるために必要な4つのテーマからひとつを選び、グループワークで意見をまとめる。さらに、まとめた意見を「子どもたちの提言」として、知事や教育長等の前で発表し、意見を交換する。 あわせて、「子どもとも家庭にやさしい社会づくり」を目標とする本県にとって、子どもが県政に参画する機会とする。
		http://www.pref.fks.ed.jp/foramu/HP.pdf		http://www.pref.fks.ed.jp/koe%20PJ/hp.html

各都府県における若者の意見等を聴く仕組みについて

※空欄は未回答（平成27年6月17日時点）

※区分

1 若者から都道府県行政への提言、2 都道府県知事、幹部及び職員との意見交換、3 アンケート、4 審議会等への登用、5 子ども議会等

団体名	区分	取組1	区分	取組2
8 茨城県	2	ユース&トップ・ミーティングの開催 若者活動団体のリーダーと県内自治体や団体の代表者が集まり、地方創生のための意見交換や交流を図る。 1. 対象 若者団体のリーダー、自治体、団体等の代表 2. ユース&トップ・ミーティングの開催 ①基調講演 ②円卓会議 ③世代間交流会		
9 栃木県	2	知事と語ろう！とちぎ元氣フォーラム青年版、大学生版、高校生版 未来のとちぎを担う若者と知事が県の施策や県政の課題について直接話し合い、その声を県政に反映させるとともに、若者の県政への参加意識を高める。 ・県ホームページで公開 http://www.pref.tochigi.lg.jp/c05/pref/kouhou/iken/genki-forum.html ※平成27年度は、青年版はフォーラム開催100回記念のため、県庁版として開催。	1	ジュニア知事さん 子ども頃からささと“とちぎ”について考え、関心と親近感を持ってもらうため、小学校4・5・6年生を対象に「もし私が知事になったらこんなことをしてみたい」というテーマで作文を募集し、県政に関する意見や提案を募る。 ・県ホームページで公開 http://www.pref.tochigi.lg.jp/c05/pref/kouhou/iken/jrchiji.html
10 群馬県	3	若者基本調査 子ども・若者の実態を把握するため、5年に1回小学生、中学生、高校生をはじめ、青年（18歳から29歳）や保護者等から標本抽出方法によりアンケート調査を実施し、今後の青少年に対する施策のあり方の方針の検討資料を作成するとともに、「子ども・若者計画」策定に係る基礎資料として実施している。		
11 埼玉県	3	青少年の意識と行動の把握 本県における青少年の生活実態、価値観、満足度などを年齢段階ごとに調査し、過去調査結果との比較分析を行うことにより、現在の青少年の意識と行動の変化を把握するとともに、青少年行政の基本的かつ総合的な施策の樹立を図るための基礎資料を得るために実施。（5年に1回実施） 【参考：前回（平成23年度）埼玉県青少年の意識と行動調査】結果】 http://www.pref.saitama.lg.jp/a0307/seiyoumentoukei/seishounenn-itsikikoudouchousa-23.html	1	埼玉大学の学生による知事への政策提言 若者の感性を県政に生かすとともに、大学が生きた学習の場として活用することを目的として、埼玉大学の学生が知事に政策提言を行う取組を実施。（平成22年度～） 【参考：平成26年度の様子（県政ニュース）】 http://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/news141106-01.html

各都府県における若者の意見等を聴く仕組みについて

※空欄は未回答（平成27年6月17日時点）

※区分

1 若者から都道府県行政への提言、2 都道府県知事、幹部及び職員との意見交換、3 アンケート、4 審議会等への登用、5 子ども議会等

団体名	区分	取組1	区分	取組2
12 千葉県		中学生・高校生との交流会 中学生・高校生が、日頃学校や生活等の中で考えている事柄や問題等について意見交換を行う場として、「中学生・高校生との交流会」を実施している。 交流会は、高校生による進行のもと、各教育事務所が設定したテーマに沿って、グループ討議や全体討議による意見交換を行う。 交流会の結果概要については、県教育委員会の広報媒体等を通じて県民に広く公開している。 ○千葉県HP 「中学生・高校生との交流会」で公開 (http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/seisaku/kouryuukai/in)		
13 東京都		該当なし		
14 神奈川県		該当なし		
15 新潟県		該当なし		
16 富山県	5	富山県青年議会 青年の県政に対する関心を高め、その意見を県政に反映させることと、民主政治に対する理解と正しい関わり方の学習の場とすることを目的として、青年が県政に学ぶ機会を提供する。 http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/3009/kj00001195.html	5	子どもやま県議会 21世紀に活躍する子どもたちの代表が一堂に会し、学校、家庭、地域等で、日頃学んだことや体験したことなど身近な事柄にまつき、4つのテーマについて討論し、社会の一員として、将来や郷土について豊かな感性あふれる意見や夢のある提言を発表する。 http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/3009/kj00001286.html
17 石川県		該当なし		
18 福井県		該当なし		
19 山梨県		該当なし		
20 長野県	2	県政タウンミーティング 「地方創生」に係る若者との意見交換 若者（概ね30代くらいまで）ならでの視点から自由な発想に基づき意見交換を行い、地方創生につながるアイデアやヒントを拾い出す。 http://www.pref.nagano.lg.jp/koho/kensei/koho/townmeeting/index.html	4	審議会等委員への若者の登用 ・「審議会等の設置及び運営に関する指針」を平成25年4月に改正 http://www.pref.nagano.lg.jp/gyokaku/kensei/soshiki/shingikai/ichiran/

各都府県における若者の意見等を聴く仕組みについて

※空欄は未回答（平成27年6月17日時点）

※区分

1 若者から都道府県行政への提言、2 都道府県知事、幹部及び職員との意見交換、3 アンケート、4 審議会等への登用、5 子ども議会等

団体名	区分	取組1	区分	取組2
21 岐阜県	2	<p>青少年との意見交換会 「第3次岐阜県青少年健全育成計画（計画期間：平成28年度～32年度）」の策定にあたり、計画の直接の対象者である青少年から意見・要望を聞き、施策及び計画に反映させるため、意見交換会を実施した。</p> <p>※現行計画（第2次岐阜県青少年健全育成計画）策定時にも、意見交換会を実施している。</p>		
22 静岡県	4	<p>静岡県青少年問題協議会 協議会委員の一部を県内大学生に委嘱している。2年間にわたる協議は、意見具申として知事に提出され、県の子ども・若者計画や施策に反映される。</p> <p>http://www2.pref.shizuoka.jp/all/shingi.nsf/gaiyou_sosiki/3649343A42B80735492579EB0034B8AF</p>	1	<p>静岡県社会教育委員会 委員の一部を県内大学生に委嘱している。2年間にわたる協議は、報告書として教育委員会に提出され、県の施策に反映される。</p> <p>https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-080/skiinkai/index.html</p>
22 静岡県	4	<p>美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議 本都会議 委員の一部を県内大学生に委嘱している。会議では、県の人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する審議を行う。</p>	4	<p>美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議 伊豆半島地域会議 委員の一部を県内大学生に委嘱している。会議では、伊豆半島地域の実情を踏まえながら、県の人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する審議、総合戦略の進捗状況に關する検証を行う。</p>
22 静岡県	4	<p>http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-220/kenminkaigi.html 美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議 東部地域会議 委員の一部を県内大学生に委嘱している。本会議では、東部地域の実情を踏まえながら、県の人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する審議、総合戦略の進捗状況に關する検証を行う。</p>	4	<p>美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議 志太榛原・中東遠地域会議 委員の一部を県内大学生に委嘱している。会議では、志太榛原・中東遠地域の実情を踏まえながら、県の人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する審議、総合戦略の進捗状況に關する検証を行う。</p>
22 静岡県	4	<p>美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議 西部地域会議 委員の一部を県内大学生に委嘱している。会議では、西部地域の実情を踏まえながら、県の人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する審議、総合戦略の進捗状況に關する検証を行う。</p>		
23 愛知県		該当なし		
24 三重県				

各都府県における若者の意見等を聴く仕組みについて

※空欄は未回答（平成27年6月17日時点）

※区分

1 若者から都道府県行政への提言、2 都道府県知事、幹部及び職員との意見交換、3 アンケート、4 審議会等への登用、5 子ども議会等

団体名	区分	取組1	区分	取組2
25 滋賀県	5	「子ども県議会」 県内の小学校4年生から中学校3年生までの子どもを対象に、よりよい滋賀づくりをするための提案を募集し、50名の子ども議員を任命。 「子ども県議会」で、子ども議員による提案や質問を発表してもらおう。		
26 京都府	5	京都府子ども議会 2年に1回、府内に在学する小学校5・6年生を子ども議員に選定し、知事や教育長等に対し、子どもたちの視点から質問や提案を行う。提案の中から施策の参考にできるものや実現可能なものは、積極的に取り組む。 http://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/036/20130426seishokodomogikai.html		
27 大阪府				
28 兵庫県				
29 奈良県				
30 和歌山県	3	若者の意見の把握 高校生からホスト青年期の若者の価値観や規範意識、家庭・学校・地域における生活実態等を把握し、平成24年3月に策定した「和歌山県子ども・若者計画」改定の基礎資料とする。意見の把握は県民意識調査として5年ごとの実施。 ・和歌山県HP 「和歌山県の青少年の意識と行動に関する調査」報告書で前回（平成22年実施）結果を公表 ・URL http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031400/seishounen/ishikiyouusa22.html		

各都府県における若者の意見等を聴く仕組みについて

※空欄は未回答（平成27年6月17日時点）

※区分

1 若者から都道府県行政への提言、2 都道府県知事、幹部及び職員との意見交換、3 アンケート、4 審議会等への登用、5 子ども議会等

団体名	区分	取組1	区分	取組2
31 鳥取県	1	<p>広聴制度 (1)県民の声 [年齢制限なし] 県民の方から、県政に対する意見、提案、要望、苦情などを自由に寄せていただく制度</p> <p>(2)県政参画電子アンケート [16歳以上] 県の担当部局の施策立案等に当たり、県民意向の把握を要する場合同等に、登録会員に対してインターネットによりアンケートを実施する制度</p> <p>(3)無作為抽出アンケート [年齢制限なし、対象者を絞ったアンケートも可能] 住民基本台帳をもとに、課題にあったターゲットとなる者を抽出し、郵送によりアンケートを実施する制度</p> <p>(4)パブリック・コメント [年齢制限なし] 重要な計画、県民生活に与える影響が大きな条例等について原案を公表し、広く県民の方から意見を募集し意見に対する県の考え方を公表する制度</p>	1	<p>とっとり創生若者円卓会議 当県の地方創生総合戦略を策定するに当たり、将来を担う若者の意見を取り入れられたよる実効性のある計画とすることを目的として、各分野で活躍されている次世代を担う方々（若手経営者、農林水産業に従事する若者、大学生等）にお集まりいただき、意見交換を行う。</p> <p>http://www.pref.tottori.lg.jp/243658.htm</p>
32 鳥根県		該当なし		
33 岡山県	3	<p>青少年の意識等に関する調査 青少年を取り巻く状況や社会問題についての意識調査を小学5年生から高校生までの児童・生徒とその保護者を対象に5年毎に実施している。</p> <p>調査結果は、下記HPに掲載。 http://www.pref.okayama.jp/page/detail-92486.html</p>		
34 広島県		該当なし		
35 山口県		該当なし		
36 徳島県	4	<p>若年者委員の選任促進要綱」の制定 県各審議会等へ若年者の登用を進めることにより、県政に若年者の意見を反映させるとともに、若年者の社会参画への意識向上を目的とす。将来を担う人材の育成が図られることが期待されることとす。</p> <p>県の各審議会等への若年者の登用を積極的に推進するたため、「審議会等への若年者委員の選任促進要綱」を制定しております。(H23～)</p>		
37 香川県		該当なし		
38 愛媛県		該当なし		
39 高知県		該当なし		
40 福岡県		該当なし		

各都府県における若者の意見等を聴く仕組みについて

※空欄は未回答（平成27年6月17日時点）

※区分

1 若者から都道府県行政への提言、2 都道府県知事、幹部及び職員との意見交換、3 アンケート、4 審議会等への登用、5 子ども議会等

	団体名	区分	取組1	区分	取組2
41	佐賀県				
42	長崎県		該当なし		
43	熊本県		該当なし		
44	大分県		該当なし		
45	宮崎県		該当なし		
46	鹿児島県		該当なし		
47	沖縄県		該当なし		